

名護市監委告示第 2 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 22 日

名護市監査委員 原田 泰人
名護市監査委員 大城 秀樹



決 定 書

第 1 請求人及び代理人 (略)

第 2 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書の記載の内容を原則として原文のまま記載した。

1 請求の趣旨

名護市が A 社に対して支払いを行った、または支払い手続き中である「令和 7 年度名護市斎場火葬炉等設備修繕業務」に係る請負代金（契約金額 3,278,000 円、消費税込み）について、A 社が特記仕様書・仕様書および見積内訳書に定められた施工を一部実施せず、または虚偽の施工記録を作成して完了報告書を提出した上で代金を受領した疑いがある。

よって、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、名護市監査委員に対し、以下の事項について監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する。

(求める措置)

- (1) 契約代金の支払いが完了している場合は、A 社に対する返還請求または損害賠償請求の実施。支払いが未了の場合は、現物確認（立合い検査）による履行確認が完了するまでの支払い差し止め措置の実施
- (2) A 社に対する指名停止処分の実施
- (3) 専門的知見を有する第三者が同席する形での、名護市斎場 2 号火葬炉および火葬台車 3 台の現物確認（立合い検査）の即時実施
- (4) 市の契約履行確認体制の総点検および是正措置

2 違法または不当な公金支出の疑いに係る具体的事実

- (1) 2 号火葬炉 耐火材の未施工および虚偽報告の疑い【重要】

特記仕様書第 3 条（1）および仕様書（1）は、2 号火葬炉について「耐火材取替」を明示している。また仕様書（1）②築炉修繕には、キャストブル（13・S）・断熱材（1500S）・断熱レンガ（B-1）・膨張止め金具・型枠・施工費が具体的材料規格とともに列挙されており、新規材料による全面施工が契約上の義務である。

完了報告書には、2 号火葬炉内の既設耐火物を解体撤去し、耐火キャストブルおよび耐火レンガを新規に施工した旨が記載され、資材搬入写真・施工工程写真が添付されている。

【疑義の核心】しかしながら、請求人が独自に取得した現場写真によれば、炉内の耐火材は新規に全面施工された状態ではなく、既設耐火材の上からセメント系材料を塗布したにとどまる状態が確認された。完了報告書の施工写真はこの塗布状態を「新規施工完了」として市に提出したもので

あり、特記仕様書・仕様書に定められた「耐火材取替」の義務に違反し、かつ虚偽報告を行った疑いがある。

耐火キャストブルおよび耐火レンガの「新規全面施工」と「既設材への表面塗布」は外観上類似している場合があるが、耐久性・耐熱性・施工費用において本質的に異なる。新規施工では既設材の完全撤去・型枠設置・キャストブル打設・養生・乾燥焚という複数工程を要し、材料費・人件費ともに高額となる。これに対し既設材への表面塗布は材料費・施工日数ともに大幅に低コストであり、この差額分が名護市に対して不当に請求された疑いがある。

見積内訳書の「②築炉修繕」には耐火キャストブル・断熱材・耐熱レンガ等の材料費および施工費が計上されているが、実際には既設材への表面塗布のみが行われこれらの新規材料が使用されていない場合、計上された材料費・施工費の全額または大部分が不当な請求となる。

(2) 火葬台車 3 台 金物取替修繕の未施工および不当請求の疑い【最重要】

【契約上の根拠】特記仕様書第 3 条（2）は「火葬炉の台車耐火材取替及び金物修繕（3 台）」と明示しており、金物修繕は契約の義務的施工内容である。さらに仕様書（2）④にも「金物取替修繕」が独立した費目として明記されている。すなわち金物修繕は、見積書上の費目にとどまらず、発注者である名護市が定めた特記仕様書および仕様書によって明確に義務付けられた契約上の履行事項である。

完了報告書（令和 8 年 3 月 31 日付）の詳細内容（⑤火葬台車の新規耐火物の復旧）には、「既設耐火物解体撤去後、火葬台車金物の確認を行い耐熱キャストブルの打設を行い耐火キャストブルの打設を行い復旧を行う。」と記載されている。

【疑義の核心】情報公開請求により入手した完了報告書添付の施工写真（火葬台車 1 台目・2 台目・3 台目）を精査したところ、耐火材（断熱キャストブル・耐火キャストブル）の打設・施工写真は存在する。しかしながら、金物の取替作業を示す写真（旧金物の取り外し・新金物の設置・施工前後の金物比較写真等）は写真 44 枚のいずれにも一切存在しない。

特記仕様書第 7 条は「修繕前後写真」の提出を義務付けている。金物修繕が実施されたのであれば、その前後写真が完成図書に含まれているはずである。台車 3 台分にわたり金物修繕の前後写真が皆無であることは、第 7 条が定める完成図書の記録義務にも違反しており、金物取替修繕が実施されなかったことを強く示唆する。

特記仕様書・仕様書に明記された「金物取替修繕」が実際には施工されていない場合、その費用相当額は名護市に対する不当な請求であり、契約違反および公金の不正取得に該当する疑いがある。

(3) 内訳書・数量計算書の不存在

名護市への情報公開請求（令和 8 年 3 月 31 日付）に対する公文書一部公開決定通知書（名環対第 001046 号、令和 8 年 4 月 14 日付）によれば、「内訳書および数量計算書」は独立した文書として作成・保有され

ておらず、見積書をもって代替資料として一部公開されている。仕様書に記載された各費目はすべて「一式」表示であり、数量・単価の記載がない。このような書類構成では、上記（１）（２）に示した材料未使用・未施工による不正請求を書類審査で発見することは原理的に不可能であり、これらが存在しないまま代金が支払われた場合、市の公金管理体制に重大な問題がある。

(4) 工期末日の完了報告による検査機会の実質的排除

本件契約工期は令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日であり、完了報告書の提出日は令和 8 年 3 月 3 1 日、すなわち工期満了日と同日である。実際の施工期間は令和 8 年 3 月 9 日から 3 月 2 7 日までの約 3 週間にとどまる。

工期末日に完了報告が提出された場合、発注者である名護市は完了報告の受領後に現物確認・是正指示・やり直し工事を指示する時間的余裕が原理的に存在しない。耐火材施工および金物取替修繕という高度に専門的な工事において、このような完了報告のタイミングは発注者による実質的な検査機会を排除する効果をもたらす。

工期末日の完了報告という構造が、上記(1)(2)に示した不正施工の発覚を防ぐ意図のもとに設定された可能性を否定できない。

(5) 市の検査義務の懈怠

地方自治法 2 3 4 条の 2 第 2 項は、地方公共団体が契約の履行完了の報告を受けたときは、代金の支払いのために契約書・仕様書・設計書その他の関係書類に基づき必要な検査をしなければならないと定めている。本件においては、特記仕様書・仕様書に明示された金物取替修繕について写真記録が存在せず、かつ耐火材施工の方法（新規全面施工か表面塗布か）の判断は専門的知識を要するものである。現物の目視確認なしに完了報告書の記載のみをもって検収することは、同条項に定める検査義務を十分に履行したとはいえない疑いがある。

また、専門的知識を有する第三者の参加を排除した上で、修繕契約業者のみを同席させた形でのクローズドな現場検証は、客観性・中立性の確保という観点から著しく不適切である。地方自治法第 2 3 4 条の 2 は契約の種類を問わず請負契約すべてに適用されるものであり、修繕工事であることは現物確認による検査義務を免除する根拠とはならない。専門的知識を有する独立した第三者が同席する形での現場確認（立会い検査）の実施を強く求める。

(6) 後続入札（焼却設備定期点検業務委託）の執行中止 — 名護市による問題の公式認定

令和 8 年 4 月 1 5 日付、名護市長 渡具知 武豊名・公印付きの正式文書（名環対第 0 1 5 0 0 2 号）により、B 社に対し「名護市斎場焼却設備定期点検業務委託」の入札執行中止が通知された（B 社への到達日：令和 8 年 4 月 2 4 日）。

【中止理由】同文書に明示された中止理由は「入札の公平性を確保する

観点から、事実関係の調査・確認を要する事案が生じたため」である。名護市は名護市契約規則第14条の規定に基づき入札執行を中止しており、今後の対応として「本契約については、再度事業者選定から行うこととなります」と明記されている。

【本件との関係】本件修繕工事の不正施工に関する疑義が表面化した直接的結果として、後続する定期点検業務の入札が中止されるに至った。これは名護市が修繕工事に起因する問題を認識し、公正性確保の観点から行政的措置を講じたことを公式文書で示すものであり、請求人が申立てた不正施工の疑いについて、名護市自らが「事実関係の調査・確認を要する事案が生じた」と公式に認めた最も直接的かつ客観的な証拠である。

本文書は名護市長名・公印付きであり、行政の公式な意思表示として最高度の証拠力を有する。監査委員においては、かかる経緯も踏まえ、本件修繕工事に係る不正施工の疑義について厳正な調査を行われるよう求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月27日に提起され、同日受付け、同年5月8日に地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備していると認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和8年4月27日から同年6月19日まで

2 監査の対象部課

環境水道部環境対策課

3 代理人の陳述及び証拠提出

令和8年5月29日に代理人から追加資料の提出があった。令和8年6月4日に代理人の陳述を聴取した。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和8年5月27日に名護市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。令和8年6月4日に環境水道部長、環境対策課長及び環境衛生係長並びに同係主事の陳述を聴取した。

弁明書の内容は、本件請求を棄却するとの決定を求め、請求の要旨について否認するものであった。

弁明の理由は次のとおりであった。

(1) 2号火葬炉 耐火材の未施工及び虚偽報告の疑いについて

ア 請求人は新規材料による全面施工が契約上の義務であると主張する

が、本件における仕様書（一式）表示の契約性質は、全面改修を義務付けるものではなく、対象設備の機能回復及び安全稼働の維持という「修繕の目的」を包括的に請け負うものである。

イ 2号火葬炉については、仕様書及び特記仕様書に基づき、劣化が著しい部分は、新規に更新した。請求人が指摘されているセメント系材料の塗布については、既存の部材で有効活用が可能であったことから、本来であれば本件修繕業務外に位置づけられるものである。その上で、受託業者と現場で目視確認を行った上で、耐火専用のパッチング材を使用した補修を行った。本件契約は限られた予算の範囲内で施設の機能回復及び安全稼働の維持を目的とする「修繕業務」であり、全面改修を前提としていない。部材の劣化状況に応じ、部分的な更新及び補修による機能回復を図ることは修繕実務における通常の対応である。

(2) 火葬台車3台 金物取替修繕の未施工及び不当請求の疑いについて

ア 請求人は仕様書と特記仕様書を同列に扱い「金物取替修繕が義務である」と主張するが、契約解釈上、個別具体的な現場の条件を定めた特記仕様書の規定は仕様書に優先するものである。本件仕様書では「(2) 台車3台の耐火材・金物等の修繕」と表記され、摘要欄で「③耐火材、④金物取替修繕」としているが、優先されるべき特記仕様書第3条においては、「(1) 2号火葬炉耐火材取替 (2) 火葬炉の台車耐火材取替及び金物修繕 (3台)」と定めており、受託業者はこの同条に基づき修繕を行っている。このように、契約図書上の優先規定において当該項目は全面取替ではなく「金物修繕」ととどめて定められており、請求人が主張するような「金物取替（交換）を本市が明確に義務付けた」という契約上の履行事項には該当しない。

イ 請求人は「特記仕様書第7条に基づき、金物修繕の前後写真が完成図書に含まれているはずである」とも主張するが、同条に定められた「修繕前後写真」とは、本修繕業務の対象箇所全体における着工前及び完了後の状態を記録するものであり、金物単体の修繕に関わる細部や分解工程などの「修繕経過写真」の提出までを具体的に義務付け・指定していない。

ウ 火葬台車の修繕においては、仕様書等に基づき耐火材解体時、金物の状態が良好であったことから、既存のYアンカー2本を清掃した上で、補強のために新たに2本のYアンカーを増設した。

(3) 内訳書・数量計算書の不存在について

ア (1)アの記述のとおり、本件における仕様書（一式）表示の契約性質は、全面改修を義務付けるものではなく、対象設備の機能回復及び安全稼働の維持という「修繕の目的」を包括的に請け負うものである。

イ 請求人は、「仕様書に記載された各費目はすべて「一式」表示であ

り、数量・単価の記載がない。」と主張するが、名護市契約規則第23条において、「工事費内訳明細書等の添付義務」は、本件のような「需用費（修繕費）」による業務委託契約においては示されていない。

ウ 請求人は、「市の公金管理体制に重大な問題がある。」と主張するが本件契約は、「需用費（修繕費）」による修繕業務委託契約であり、本契約約款第12条、名護市契約規則第37条、名護市会計規則等に基づき、必要書類を具備・精査して適切に執り行われたものである。

(4) 工期末日の完了報告による検査機会の実質的排除について

ア 本件修繕業務においては、修繕期間中から本市職員が現地へ赴き、受託業者と確認・立会を重ねており、工期末日に検査を完了させることは実務上可能である。

イ 受託業者から工期末日である令和8年3月31日までに全ての業務を完了させ、同日中に検査員が最終確認を行い、令和8年3月31日付で「検収調書」を作成して引渡しを受けており、名護市契約規則第34条及び本契約約款第12条の手続きを履行している。

(5) 市の検査義務の懈怠について

ア 本市は、受託業者からの完了報告を受け、仕様書等及び名護市契約規則第34条並びに本契約約款第12条に基づき、検査を行った。

イ 地方自治法第234条の2第1項の規定において、給付の完了を確認するための検査等は「当該普通地方公共団体の職員」が執行しなければならないと厳格に定められている。請求人は、「第三者が同席する形での現場確認（立会検査）の実施を強く求める。」と主張するが、公的な完了検査は行政権の厳格な行使であり、契約当事者でない外部の第三者を関与させる法的な根拠及び義務は存在しない。

(6) 後続入札（施設定期点検業務委託）の執行中止一名護市による問題の公式認定について

ア 令和8年4月16日の入札執行に際し、令和8年4月15日に利害関係者であるものから市議会議員をとおして、前記(1)から(5)に関わる疑義が報告されたことから、本市として慎重を期すため、名護市契約規則第14条に基づき入札を中止したものである。この入札中止は、事実確認するための「手続き上の慎重な危機管理措置（正当な行政裁量）」に過ぎず、請求人の主張するような「本市が不正や未施工の事実を認めた」という事実は一切存在しない。

イ この入札中止と同時に、本契約約款第33条を適用して令和8年4月30日に受託業者と当該修繕箇所における立会確認を行った。

5 関係人の陳述に立ち会った代理人からの意見書提出

令和8年6月8日に関係人の陳述に立ち会った代理人から意見書の提出

があった。

6 弁明書の提出について

令和 8 年 6 月 11 日に名護市長から、代理人の陳述での追加資料について弁明書の提出があった。

第 5 監査の結果

1 主文

「(1) A 社に対する返還請求または損害賠償請求の実施について」は棄却する。「(2) A 社に対する指名停止処分の実施」「(3) 専門的知見を有する第三者が同席する形での、名護市斎場 2 号火葬炉および火葬台車 3 台の現物確認（立合い検査）の即時実施」「(4) 市の契約履行確認体制の総点検および是正措置」は却下する。

2 理由

(1) 関係法令等

本件請求の関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対

し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

イ 名護市契約規則
(入札の延期等)

第 14 条 契約担当者は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することができる。
(契約書の作成)

第 23 条 契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間及び履行場所
- (4) 契約保証金
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査又は検収
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) 契約不適合責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要と認める事項

- 3 工事請負契約に係る契約書には、その付属書類として、品名、数量、単価金額等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、契約担当者が契約の性質、その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

(検査等)

第 34 条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。この場合において、当該契約に係る監督職員の立

会いを求めるものとする。

- 2 契約担当者又は契約担当者から検収を命ぜられた職員（以下「検収職員」という。）は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。この場合において、必要があるときは、当該契約を担当していた職員の立会いを求めるものとする。
- 3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。
- 4 検査職員又は検収職員（以下「検査職員等」という。）は、第1項又は第2項の規定による検査等を行うに当たっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。
- 5 検査職員等は、第1項又は第2項の規定により検査等を行ったときは、検査調書（様式第5号）又は検収調書（様式第6号）を作成し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別で定める契約の種類に係る検収の場合は、この限りでない。
- 6 検査職員等は、当該検査等に係る工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、検査調書又は検収調書にその旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

（代価の支払）

第37条 契約代金は、第34条第5項の規定による検査調書又は検収調書に基づき支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第34条第5項ただし書により、検収調書を作成しない場合の支払については、契約担当者が別で定めるものとする。

ウ 本契約約款

（検査及び引渡し）

第12条 受託者は、仕様書等に定める個々の業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受理した日から10日以内に、受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が業務報告書（記録簿等を含む。以下同じ。）及び成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求する

ことができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。
(補則)

第33条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

(2) 監査の実施により確認された事実関係

- ア 令和7年6月3日、名護市は名護市斎場火葬炉等設備修繕業務に係る指名競争入札の執行についてA社及びB社に通知した。なお代理人はB社の取締役である。
- イ 令和7年6月19日、名護市は指名競争入札を執行し、A社が落札した。同日、名護市はA社との間で、名護市斎場火葬炉等設備修繕業務に係る業務委託契約を締結した。
- ウ 令和8年3月9日～3月27日、A社が名護市斎場火葬炉において修繕業務を実施した。
- エ 令和8年3月31日、B社が名護市に施設定期点検業務委託の報告書を提出し、名護市は報告書を受け付けた。
- オ 令和8年3月31日、A社が名護市に名護市斎場火葬炉設備等修繕業務完了報告書を提出し、名護市は報告書を受け付け、検収した。
- カ 令和8年4月15日、B社から市議会議員を通して名護市斎場火葬炉等設備修繕業務に関わる疑義が報告された。
- キ 令和8年4月30日、名護市はA社と上記カの疑義について確認するため当該修繕箇所における立合確認を行った。
- ク 令和8年5月28日、名護市はA社に契約金額3,278,000円を支払った。

(3) 監査委員の判断

- ア 請求者が主張する「違法または不当な公金支出の疑いに係る具体的事実」について

(ア) 2号火葬炉 耐火材の未施工および虚偽報告の疑いについて

名護市は「仕様書(一式)表示の契約性質は、全面改修を義務付けるものではなく、対象設備の機能回復及び安全稼働の維持という『修繕の目的』を包括的に請け負うものである。」と弁明している。本契約の件名は「名護市斎場火葬炉等設備修繕業務」であり、仕様書及び特記仕様書においても「修繕」と記載されていることから、名護市の主張は認められる。したがって、本契約に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはいえない。

なお令和４年度（２号炉）、令和５年度（３号炉）、令和６年度（１号炉）における同業務契約の仕様書及び特記仕様書を確認したところ、火葬炉耐火材について令和７年度と同様の記載であった。またＢ社が受託した令和４年度から令和６年度における同業務契約の業務完了報告書を閲覧し、関係職員に確認したところ、全面施工であることは確認できなかった。

（イ）火葬台車３台 金物取替修繕の未施工および不当請求の疑いについて

名護市は「（特記仕様書の）当該項目は全面取替ではなく『金物修繕』にとどめて定められており、請求人が主張するような『金物取替（交換）を本市が明確に義務付けた』という契約上の履行事項には該当しない。」と弁明している。本契約の件名は「名護市斎場火葬炉等設備修繕業務」であり、名護市の主張は認められる。したがって、本契約に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはいえない。

なお令和４年度から令和６年度における同業務契約の仕様書及び特記仕様書を確認したところ、台車３台について同様の記載であった。またＢ社が受託した令和４年度から令和６年度における同業務契約の業務完了報告書を閲覧し、関係職員に確認したところ、全ての金物を取り替えたことは確認できなかった。なお、代理人の陳述に際して、Ｂ社が受託した令和６年度の同業務契約において金物については全面取替ではなく部分取替である旨、聴取した。

（ウ）内訳書・数量計算書の不存在について

名護市は「名護市契約規則第２３条において、『工事費内訳明細書等の添付義務』は、本件のような『需用費（修繕費）』による業務委託契約においては示されていない。」と弁明しており、名護市の主張は認められる。したがって、本契約に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはいえない。

なおＢ社が受託した令和４年度から令和６年度における同業務契約の仕様書を確認したところ、同様に数量・単価の記載はなく一式的記載であった。

（エ）工期末日の完了報告による検査機会の実質的排除について

地方自治法第２３４条の２は、契約の履行の確保について規定している。名護市契約規則第３４条は、検査等について規定している。名護市は「修繕期間中から本市職員が現地に赴き、受託業者と確認・立合を重ねており、工期末日に検査を完了させることは実務上可能である。」と弁明しており、名護市の主張は認められる。したがって、本検査に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはい

えない。

なおB社が受託した令和6年度における同業務契約について、特記仕様書を確認したところ、履行期間は令和7年3月31日までであり、業務完了報告書を確認したところ、報告書の日付は令和7年3月31日であった。

(オ) 市の検査義務の懈怠について

地方自治法第234条の2は、契約の履行の確保について規定している。名護市契約規則第34条は、検査等について規定している。前述のとおり名護市は「修繕期間中から本市職員が現地に赴き、受託業者と確認・立合を重ねており、工期末日に検査を完了させることは実務上可能である。」と弁明しており、名護市の主張は認められる。したがって、本検査に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはいえない。

(カ) 後続入札（施設定期点検業務委託）の執行中止一名護市による問題の公式認定について

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求の請求対象行為について規定している。後続入札の執行中止は、違法若しくは不当な公金の支出などに該当しない。そのため本件は住民監査請求の要件を満たしていない。

イ 請求者が求める措置について

(ア) A社に対する返還請求または損害賠償請求の実施について

「ア 請求者が主張する『違法または不当な公金支出の疑いに係る具体的事実』について」の（ア）（イ）で記述したとおり、本契約に基づいた財務会計行為は違法若しくは不当であるとはいえない。

(イ) A社に対する指名停止処分の実施について

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求において請求することができることについて規定している。A社に対する指名停止処分の実施は、本件財務会計行為を防止若しくは是正することなどに該当しない。そのため本請求は住民監査請求の要件を満たしていない。

(ウ) 専門的知見を有する第三者が同席する形での、名護市斎場2号火葬炉及び火葬台車3台の現場確認（立会い検査）の即時実施について

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求において請求することができることについて規定している。立会い検査の実施は、本件財務会計行為を防止若しくは是正することなどに該当しない。そのため本請求は住民監査請求の要件を満たしていない。

(エ) 市の契約履行確認体制の総点検および是正措置について

地方自治法第 242 条第 1 項は、住民監査請求において請求することができることについて規定している。市の契約履行体制の総点検は、本件財務会計行為を防止若しくは是正することなどに該当しない。そのため本請求は住民監査請求の要件を満たしていない。